

アイフル レター - vol.5 -

1. 平成21年3月期 第3四半期決算のご報告

弊社は平成21年2月10日（火）、平成21年3月期第3四半期の決算を発表いたしました。

【業績及び業績予想】（連結）

（単体）

（単位：百万円）	2008年12月期	2009年3月期 （予想）	2008年12月期	2009年3月期 （予想）
営業収益	242,913	311,140	138,105	175,852
営業費用	233,327	299,757	136,830	173,275
営業利益	9,585	11,383	1,275	2,576
経常利益	10,888	12,000	5,874	8,000
当期純利益	9,222	8,599	9,105	11,914

貸金業法の段階施行や利息返還請求等の影響により、厳しい経営環境が続いておりますが、当社グループでは、引き続きコスト構造改革を推進するとともに内部管理態勢の強化に取り組んでまいります。また、厳しい事業環境を見据え、重複する事業分野の再編など選択と集中を進め、時代の変化に順応した経営によってROA1.5%を確保できる企業体制を構築してまいります。

2. 振り込め詐欺防止

平成21年2月27日、当社福井駅前支店で振り込め詐欺を未然に防いだことに対し、福井県福井警察署生活安全課より、感謝状をいただきました。

2月17日、福井駅前支店に20代の女性がカードローンの申込みのためにご来店されました。この女性は、店頭にご来店される前に店舗の場所を確認するため、当社ハートフルセンター（フリーダイヤルのコールセンター）へご連絡くださいました。電話の受け付けを担当した社員は、場所の確認の仕方が「まるで誰かに説明しているようであった」ことや電話口で断片的に聞こえてくる会話から違和感を覚え、契約窓口となる福井駅前支店に連携、福井駅前支店の窓口では、女性が落ち着きのない様子であったことから、支店長が粘り強く話し事情をお伺いしたところ「モバイルコンテンツの利用料名目」で現金をエクスパックで送るよう要求された架空請求であることが判明。

すぐに福井警察署に連絡し詐欺を未然に防止することができました。

今後も、一人一人のお客様に親切・真摯な対応で、適切なお融資ができるよう心掛けてまいります。

エクスパックを使用した詐欺

定型小包郵便「エクスパック」を利用して、融資を装い保証金等の名目で現金を郵送させだまし取る詐欺被害が増えています。エクスパックに現金を入れて郵送することは郵便法で禁止されています。正規の貸金業者がエクスパックを指定して現金の郵送を依頼することはありません。

3. 貸金業法・自主規制について ～ 「貸金業務取扱主任者」編 ～

第5回目は、「貸金業務取扱主任者」についてです。

貸金業法の3条施行（平成21年6月までに施行）では、貸金業務取扱主任者の制度は、国家資格化が図られることとなり、4条施行（平成22年6月までに施行）では、営業所または事務所ごとに営業所等における貸金業に従事する者の数の50分の1（50人に1人）以上の割合で貸金業務取扱主任者を配置することが必要となります。

Q：「貸金業務取扱主任者」とは？

A：平成15年の旧貸金業規制法改正で法令遵守のための助言・指導を行うものとして貸金業務取扱主任者制度が設けられました。その後、平成18年に公布された改正貸金業法で、新たに国家資格となる資格試験を導入し、試験の合格者を貸金業務取扱主任者として登録することとなりました。

Q：「貸金業務取扱主任者」の役割は？

A：当該営業所又は事務所において貸金業の業務が適正に行われるように、貸金業に従事している使用人その他従業員に対する指導・助言を行うことです。
また、貸金業に従事している使用人その他従業員は、貸金業務取扱主任者が行う助言を尊重するとともに、指導に従わなければなりません。

Q：これまでとどう変わるの？

A：これまでは、貸金業務取扱主任者を選任し、選任した日から6ヵ月以内に所定の研修を受講するなどとされていました。その為、登録にあたっては、とりあえず営業所又は事務所ごとに貸金業務取扱主任者を選任することで足りていました。
しかし、3条施行では国家資格となる資格試験が導入されることとなり、それまでに選任されていた貸金業務取扱主任者であっても、資格試験に合格し、登録を受けることが必要となります。また、登録にあたっては、試験の合格者を営業所又は事務所ごとに営業所等における貸金業に従事する者の数の50分の1（50人に1人）以上となります。

例えば、

- ・在籍社員が10名いるA支店の場合、貸金業務取扱主任者は1名
- ・在籍社員が60名いるコンタクトセンター等の場合、貸金業務取扱主任者は2名必要となります。

これに違反して配置しないと、行政処分の対象となります。

また、登録にあたって公的資格試験に合格した貸金業務取扱主任者の配置を義務付けることによって、貸金業者の業務の適正化を図るとともに、コンプライアンス意識の低い者が容易に貸金業に参入することを防ぐ狙いがあります。

この他にも貸金業務取扱主任者に関する規制は細かく定められております。

以上

アイフル株式会社 広報部

TEL：03-4503-6050

ホームページアドレス <http://aiful.jp>